

かずさ水道広域連合企業団入札参加資格審査基準

平成31年4月1日

改正 令和4年2月16日

改正 令和4年7月27日

(趣旨)

第1条 この審査基準は、かずさ水道広域連合企業団（以下「広域連合企業団」という。）が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格審査及び等級区分に関し、合理的な基準を設けることを目的とする。

(入札参加資格審査申請書)

第2条 広域連合企業長は、広域連合企業団が発注する建設工事の入札に参加を希望する者に対し、入札参加資格審査申請の方法及び期日を定め、入札参加資格審査申請に必要な書類（以下「申請書類等」という。）を提出させるものとする。

(資格審査)

第3条 資格審査は、適格審査及び点数審査を行うものとする。

(適格審査)

第4条 適格審査は、第2条の規定により申請書類等を提出した者すべてについて、申請書類等を基礎として、入札参加者としての適格性を審査するものとする。

2 次の各号に掲げる者は、不適格者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (3) 業務の遂行に関し、法令により許認可又は登録を要する業種の場合においては、当該許認可又は登録を受けていない者
- (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められる者
- (5) 申請書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事項を記載した者
- (6) その他広域連合企業長が特に必要と認める者

(点数審査)

第5条 点数審査は、次の各号に掲げる方法により審査採点する。

- (1) 点数審査は、客観点数により行う。

(2) 客観点数は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営に関する客観的事項の審査の結果付与された総合評定値とする。

(等級の格付)

第6条 第4条の審査の結果、適格と認められた者のうち、次表に掲げる建設工事に申請を行う者については、前条に定める方法により算出された客観点数に基づき、次のとおり等級の格付を行うものとする。

等級 工事種別	A	B	C
土木一式工事	750点以上	750点未満 600点以上	600点未満
建築一式工事	700点以上	700点未満 550点以上	550点未満
とび・土工・コンクリート工事	700点以上	700点未満 650点以上	650点未満
電気工事	700点以上	700点未満 600点以上	600点未満
管工事	700点以上	700点未満	
鋼構造物工事	700点以上	700点未満 650点以上	650点未満
舗装工事	660点以上	660点未満 580点以上	580点未満
しゅんせつ工事	700点以上	700点未満 650点以上	650点未満
塗装工事	700点以上	700点未満 650点以上	650点未満
防水工事	700点以上	700点未満 650点以上	650点未満
機械器具設置工事	700点以上	700点未満 650点以上	650点未満
電気通信工事	700点以上	700点未満 650点以上	650点未満
建具工事	700点以上	700点未満 650点以上	650点未満
水道施設工事	700点以上	700点未満 650点以上	650点未満
消防設備工事	700点以上	700点未満 650点以上	650点未満
造園工事	670点以上	670点未満 550点以上	550点未満
解体工事業	700点以上	700点未満 650点以上	650点未満
その他の工事	700点以上	700点未満 650点以上	650点未満

2 入札に参加できる資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）から入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡により当該営

業の一切を相続した者が広域連合企業団への入札参加資格の承継を申請した場合における資格審査については、第1項の規定に係わらず、新たな等級の格付は行わないものとする。

(資格審査の特例)

第7条 特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体（特定建設工事共同企業体）の資格審査については、別に定めるものとする。

(資格者名簿)

第8条 かずさ水道広域連合企業団入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）は、本基準により作成し、公表するものとする。

(有効期間)

第9条 資格者名簿の有効期間は、次の資格者名簿が作成される時期までとする。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月16日）

この基準は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年7月27日）

この基準は、公布の日から施行する。